

防犯カメラ賃貸借 仕様書

第一 総則

1 契約名

防犯カメラ賃貸借

2 目的

防犯カメラの設置により街頭犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等を行うことにより、市民の安全・安心の確保を図る。

3 概要

本市では、上記目的のため、市内各所の照明柱等に979台の防犯カメラを設置しているが、このうち329台の防犯カメラ（以下、「既設カメラ」）について、老朽化等に伴う防犯カメラ機器の更新を行うとともに、現在防犯カメラを設置していない箇所へ、防犯カメラを新設（25台）するものである。また、当該防犯カメラによる犯罪の抑止効果を高めるため、一台ごとに告知板を設置する。

今回導入する防犯カメラは、その映像を防犯カメラ内のSSD等の記録媒体に記録し、無線LAN方式により、専用端末（ノートパソコン）へ当該映像を送信することができるものとし、また、当該専用端末で、その映像を再生することができるものとし、防犯カメラ本体の故障などにより起動状態が変化した際や、また、無線LANの利用による録画画像の取得の際などに、LPWA回線を通じて、指定のクラウドサーバへ信号を送信するとともに、指定のメールアドレスへのEメール発信等を行うことができる機能（以下、「LPWA故障検知等IoT機能」）をあわせもつシステム（以下、「システム」）を整備する。

この仕様書における防犯カメラ機器とは、上記に記載することを実現するために必要な全ての機器とし、下記のとおり設置工事や設置後の対応等を含めたリース契約により、これを調達するものである。

4 設置台数等

総数 354 台

- ※ 設置場所の詳細は、別紙「防犯カメラ設置場所一覧表（予定）」を参照すること。
- ※ 発注者が設置場所の変更を求めた場合は、別途協議を行うものとする。
- ※ 既設カメラの設置位置とは異なる場所に、新設する場合がある（20台程度）。
- ※ 既設カメラ及び付属物の取り外し業務あり

5 設置期間等

契約締結後、2020年3月31日までに設置及び動作確認を完了すること。

6 借入期間

2020年4月1日から2025年3月31日

7 支払条件

60月払い

第二 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、枚方市が発注する「防犯カメラの賃貸借」の契約内容について必要な事項を示すものである。

2 適用基準

設置工事を行うにあたり、本仕様書において指定する事項及びその他関係法令等を遵守すること。

3 提出書類等

(1) 契約締結後、施工前に次の書類を速やかに提出し、発注者と協議すること。

着手届、工程表、従事者名簿、承認図等

(2) 設置工事の手続き等に必要となる申請書、図面等、副本等の全ての書類

(3) 設置工事完了後、完成図書として、次の書類を速やかに提出すること。

設置場所一覧表	設置した354台について、次の項目を記載した一覧表を作成すること。 小学校区名、カメラ番号、カメラの所在地（直近の建物の住居表示、建物名称）、共用柱の区分（関電柱、NTT柱、信号柱、市照明灯、府照明灯など）、共用柱の識別番号、占用場所の区分（市道、府道、国道、市公園、府河川、民地、府営住宅、UR等）、占用場所の路線名等（路線名、公園名、河川名、民地の所有者、府営住宅、UR等）、占用許可期間、住宅地図のページ番号、備考等	紙ベース1部とデータ（エクセル）を納品すること。
管理台帳	新設する防犯カメラ354台について、次の①と②のとおりに作成し、小学校区ごとに①と②を整理したものをA4版のパイプ式ファイル1冊にまとめて提出すること。 ① 小学校区単位の地図 ・原則として、小学校区ごとに、A3版の用紙1枚に収める。 ・カメラの設置位置を●印で示す。 ・カメラ番号を記載する。 ② 防犯カメラ映像等台帳の作成 小学校区、設置場所住所、カメラ番号、共用柱の区分、共用柱の番号、詳細の位置図、防犯カメラの設置状態を撮影した写真、マスキング処理後に実際に撮影した写真 ※ 「防犯カメラ映像等台帳」の様式は、本表の枠	①小学校区ごとに、紙ベース1枚作成 ②カメラごとに紙ベース1枚作成 ①②ともにデータでも納品すること

	外に記載するとおりとする。	
位置図 ※ 本事業で設置する354台に加えて、本事業で更新しない既設の650台についても、当該図面に同様の情報を記載すること。必要な情報が記載された資料は発注者が用意する。なお、地図上に記載する印や文字の色、フォント等については、発注者と協議すること。本事業で設置する354台と、本事業で更新しない既設の650台との区別ができるように色を変えるなど工夫すること。	小学校区単位の地図 ・カメラの設置箇所を示す地図を小学校区単位で作成する。 ・原則として、小学校区ごとに、A3版の用紙1枚に収める。 ・カメラの設置位置を●印で示す。	紙ベース3部とデータを納品すること。
	市内全体の地図① ・縮尺1/15000の地図にカメラの設置位置を●印で表示したものを作成すること。	紙ベース3部を納品すること。
	市内全体の地図② ・「市内全体の地図①」の●印に撮影方向を示す矢印を付けたものを作成すること。	紙ベース3部を納品すること。
	市内全体の地図③ ・縮尺1/15000の地図にカメラの設置位置を●印で表示したものを作成すること。 (今回設置する354台分のみの地図とする)	紙ベース3部を納品すること。
	市内全体の地図④ ・「市内全体の地図③」の●印に撮影方向を示す矢印を付けたものを作成すること。 (今回設置する354台分のみの地図とする)	紙ベース3部を納品すること。
	ゼンリン等の住宅地図(B4版以上のサイズで、縮尺1/1500)に次の情報を記載したものを作成する。 ・カメラの設置位置を●印(●印に撮影方向を示す矢印を付ける)で表示すること。 ・柱の管理者及び識別番号 ・小学校区の境界線及び小学校区名(境界線は蛍光ペンで示し、境界内に小学校区名を記載する) ・道路の占有許可者名 ・カメラの管理番号	紙ベース1部を納品すること。
取扱説明書	納品する全ての防犯カメラ機器の取扱説明書	紙ベース等
構成図、仕様書、	システム構成図、納品する全ての機器の仕様分かるもの	紙ベース2部とデータを納品すること。
機器の外寸を示す図面	防犯カメラの本体等の形や外寸が分かる図面	紙ベース2部とデータを納品すること。
その他	完了報告書等	発注者から指示

※ 「防犯カメラ映像等台帳」の様式について

「3 提出書類等」「(3) 管理台帳」「② 防犯カメラ映像等台帳」の様式については、次のとおり、防犯カメラ1台につきA4縦の用紙1枚に収めること。

■■小学校区

カメラ番号： ■—■

設置場所： 枚方市■町■丁目■番■号

【位置図】

- ・地図のサイズは、縦8.5センチ程度、横18センチ程度とすること。
- ・地図の縮尺は、1/750程度とすること。
- ・カメラの設置位置を●印で示す。
- ・設置位置の●印に撮影方向を示す矢印を付けること。
- ・カメラ番号を記載する。

【防犯カメラの設置状況の遠景写真】

- ・設置した防犯カメラを遠景で撮影した写真を添付すること。
- ・写真のサイズは、縦7センチ程度、横10センチ程度とすること。

共用柱の区分、共用柱の識別番号、占用場所の区分、占用場所の路線名等を記載する。

【防犯カメラの映像】

- ・マスキングや画角の調整等が完了した後の、実際に防犯カメラで撮影した映像の写真を添付する。
- ・写真のサイズは、縦10センチ程度、横18センチ程度とすること。
- ・写真内に、撮影日時を記載すること。

(4) 受注者は、以下のとおり、防犯カメラ設置位置のGIS用データファイルを作成すること。

- ① データファイルは、シェープファイル形式で作成すること。
- ② 本事業で設置する354台に加えて、本事業で更新しない既設の650台についても、同様のデータを作成すること。なお、防犯カメラの位置を示した地図等の資料は発注者が用意する。
- ③ 本データファイルは、本市のGISシステム（「統合型GISシステム」、「きてみてひらかたマップ」）で使用するのためのものであるため、データを適正にインポートすることができるよう発注者と十分に協議を行った上で作成に着手すること。

4 報告・連絡

受注者は、設置工事の進捗状況について、必ず口頭又は電話等により、毎月、発注者に報告すること。また、発注者と緊密な連絡を図り、設置工事全般の責にあたること。

5 官公署等への手続き

受注者は、設置工事に必要な官公署や電力会社等への手続き（道路や電柱の占有や使用等に係る許可等が得られるまでに必要となる関係部署との協議や申請書の作成、各種資料の作成等の一切の事務を含む）を遅滞なく行うこと。また、諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。なお、申請書への押印や申請書の提出等について、それを受注者が行うことができない場合は、発注者と受注者との協議により、発注者が行う。

6 施工上の注意

次に掲げる事項については、すべて受注者が主体的に行うこと。

- (1) 受注者は、施工、調整及び点検にあたり、防犯設備士又は総合防犯設備士の有資格者であり、かつ、製造販売元の取扱技術講習を受講した者に作業を行わせること。
- (2) 受注者は、施工前に柱等設置する場所の現地調査を行い、施工にあたっては、本仕様書等を遵守の上、確実・堅牢・美観に留意して行うこと。
- (3) 受注者は、電力会社及び道路管理者等が所管する柱等に共架（告知板の施工含む）する場合は、当該管理者等と打ち合わせを行い、指示を受けた上で施工すること。なお、カメラ共架及びケーブル敷設等の許可申請を遅延なく適正に行うこと。
- (4) 受注者は、電力会社等が所管する電源工事を行なう場合、事前に必要な許可を得た上で施工することとし、また、電源ボックス等の箱体を設置する必要がある場合についても、必要な許可を得た上で施工すること。
- (5) 受注者は、家屋等が映像に写りこむ場合は、プライバシーに配慮し、マスキングや画角調整等により、窓、玄関、ベランダ等が映り込まないように対策を講じること。マスキングや画角調整等を行っても、近隣住民等の納得が得られない場合は、発注者と協議し承認を得たうえで、他の電柱等へ移設を行なうこと。
- (6) 受注者は、防犯カメラ機器及びケーブル（地下埋設ケーブルの場合も含む）は、別に定める各装置の機能を有し、かつ、電力会社等の技術取扱基準に適合するものを使用すること。また、防犯カメラ機器やケーブル等の設置方法、位置及び場所に関しては発注者の指示に従い、やむを得ず変更する際には、発注者と協議し承認を得ること。

- (7) 受注者は、施工にあたり、通行及び居住者等に迷惑をかけないように十分留意すること。
- (8) 受注者は、施工にあたり、必要な保安資機材を活用するとともに、必ず保安要員を配置し、第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。
- (9) 受注者は、施工にあたり、第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、人命救助措置を行った後、現場の状況を発注者に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、その補償を行うこと。
- (10) 受注者は、施工中の資材、撤去物及び残土等廃棄物等の不要物を適正に処分すること。
- (11) 受注者は、防犯カメラ機器の設置工事を原則として平日9時から17時までの間に行うこと。
- (12) 受注者は、設置工事の期間内であっても、本仕様書第一総則2項の目的を鑑み、必要に応じて、受注者が設置した防犯カメラの画像データは取り出すことができるようにすること。また、それにあたり、発注者に対して、防犯カメラ機器の設定、設置、納品、操作の説明等を行うこと。
- (13) 受注者は、発注者、電力会社及び道路管理者等と綿密に協議を行い、遅滞なく防犯カメラ機器の設置を進め設置期間内に完了すること。
- (14) 受注者は、本仕様書に明記しないものであっても、施工上当然必要とするものについては、受注者の責任において施工すること。
- (15) 受注者は、使用材料の選定にあたっては、日本産業規格（JIS）のあるものはそれを使用することとし、それ以外のものを使用する場合には、図面を提出して発注者の承認を受け、かつ、社内検査を実施し、検査に合格したものを使用すること。
- (16) 受注者は、貸与品、撤去品及び現場で発生した物件の授受にあたり、発注者の指定する場所で必要書類を添付の上行うこと。
- (17) 受注者は、防犯カメラの設置にあたり、瞬間最大風速60m/sであっても、それに耐えるように、その配線や付属物等も含めて確実・堅牢に施工すること。
- (18) 受注者は、防犯カメラ機器の設置にあたっては十分な耐震対策を講じること。
- (19) 防犯カメラに使用する電源電圧はAC100Vまたは200Vとする。ただし、公園等の施設において電源を立ち上げる場合は、発注者と協議の上、適切な工事を行うこと。また、防犯カメラに供給する電源は、交通信号機や照明灯等と併用する場合、分電点から独立した系統とし、併設して設置するものに影響を与えないようにすること。
- (20) 一部電鉄駅連絡橋内天井設置のカメラがある為、カメラ部と記録、通信部を分離させるなどカメラのカスタマイズ等の工夫が必要になる場合があるため、発注者と協議の上、適正に機器を設置すること。
- (21) 既設カメラの台数及び取り扱いは、次のとおりとする。

既設カメラの台数等		取り扱い
329台	(更新対象) ・H23年度設置分72台 (SDカード式、買取品) ・H25年度設置分7台	・受注者が防犯カメラ及びその付属物を取り外し、廃棄処分を行うこと。 ・防犯カメラの中に入っているSDカードについては、本体から抜き取り10日間程度保管した後に画像を消去し、発注者へ引き渡すこと

	(SD カード式、買取品)	(SD カードを市へ引き渡す際には、そのSD カードが入っていたカメラ番号とSD カード番号を記載した一覧を提出すること。)
	(更新対象) ・H26 年度設置分 250 台 (無線通信式、リース品)	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者が防犯カメラ及びその付属物を取り外し、まとめて保管を行い、発注者の指示により引き渡すこと（当該引き渡しまでの間、適正に保管すること。また、機器に損傷を与えた場合は、その補修等を行うこと。当該引き渡しの際には、協力を行うこと。）。 ・防犯カメラの中に入っているSD カードについては、本体から抜き取り 10 日間程度保管した後に画像を消去し、発注者へ引き渡すこと（SD カードを市へ引き渡す際には、そのSD カードが入っていたカメラ番号とSD カード番号を記載した一覧を提出すること。）。

(22) 屋外に設置する防犯カメラ機器は、次の条件を満たす構造であること。

- ① 各機器の電源供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護対策を講じること。
- ② 防犯カメラ機器内部から生じる電気雑音により、他の機器に影響を与えることのないようにするとともに、住民等に迷惑を及ぼさないこと。また、他の機器からの電気雑音によって、防犯カメラ機器が誤作動しないこと。
- ③ 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。

7 施工完了時

- (1) 受注者は、3項(3)の完成図書を発注者に提出及び説明すること。
- (2) 発注者は、設置された防犯カメラ及び提出された書類等の確認を行う。
- (3) 発注者は、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行う。

8 費用負担

- (1) 次の①～⑨の費用については、すべて受注者が負担すること。
 - ① 防犯カメラ機器の搬入及び搬出に係る費用
 - ② 防犯カメラ機器の設置、工事、調整、検査、変更に係る費用
 - ③ 防犯カメラ機器の取り扱いに関する説明及び研修に係る費用
 - ④ 防犯カメラ機器を正常な状態に復旧するための費用（修繕、消耗品購入、新品交換等）
 - ⑤ 防犯カメラ機器の移設に係る費用
 - ⑥ 防犯カメラ機器の借入期間終了後のデータ消去等に係る費用
 - ⑦ 令和2年3月31日までに発生する電気料金及び柱等の共架料

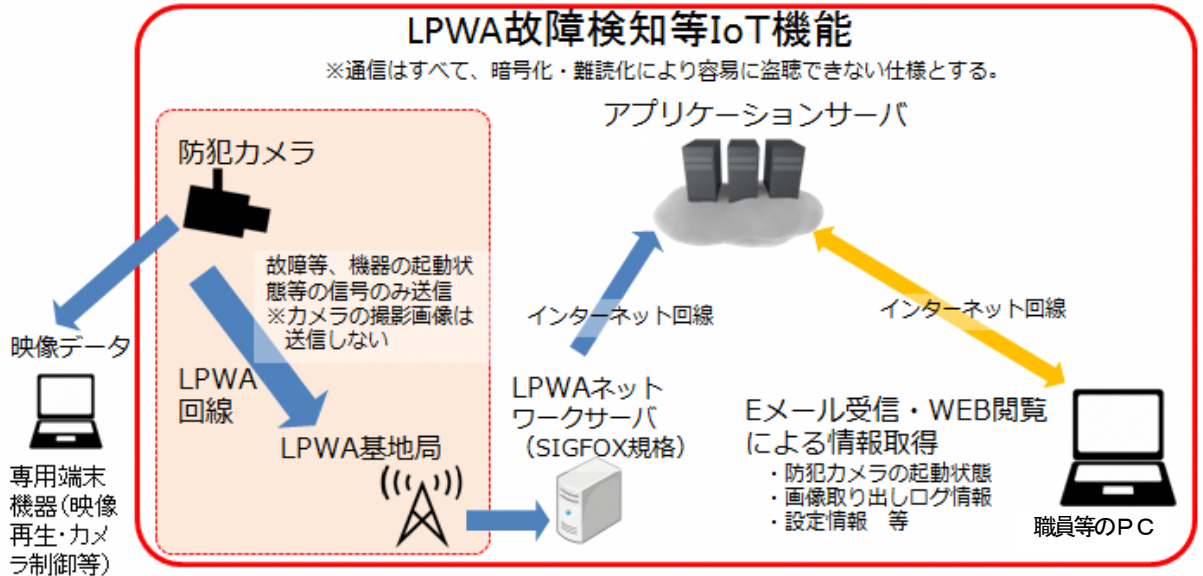
- ⑧ 防犯カメラ機器の設置工事に必要となる各種申請に係る費用
 - ⑨ 既設カメラの取り外し、保管、廃棄処分、引渡し、画像消去に要する費用
- (2) 令和2年4月以降に発生する電気料金及び柱等の共架料は発注者が負担する。
発注者は、令和2年4月から60ヶ月間において、本仕様書による防犯カメラの賃貸借に係る費用を支払う。

第三 システムの仕様

1 概要

今回導入する防犯カメラに係るシステムの構成は、次のイメージ図のとおりとする。

システム イメージ図



2 システムの設計条件

(1) 防犯カメラの数量及び設置場所

① 数量

354 台

② 設置場所

市内一円（別紙「防犯カメラ設置場所一覧表（予定）」のとおり）

(2) 専用端末（ノートパソコン）台数、接続構成等

① 数量

4 台

② 防犯カメラとの接続について

防犯カメラと専用端末は無線 LAN 方式により接続するものとし、維持経費等を考慮した接続構成で、受注者が最適なシステムを設計すること。

映像・制御の伝送は、映像のモニタ及びカメラ操作をする際に通信の速度不足がないことを条件とする。

(3) LPWA 故障検知等 IoT機能について

- ① 防犯カメラ本体の録画停止や電源の切断等など、カメラ本体の起動状態が変化した際や、また、無線 LAN の利用による録画画像の取得の際などに、LPWA回線を通じてLPWAネットワークサーバ（SIGFOX規格）へ信号を送信し、その信号を外部サーバに

蓄積するとともに、指定のメールアドレスへのEメール発信等を行うことができること。

- ② 外部サーバに蓄積する信号は、過去2年以上の履歴データとすること。
- ③ 全ての防犯カメラ（354 台分）の履歴情報（上記②の過去の履歴も含めた全ての履歴）を一括してCSV ファイル形式でダウンロードすることができること。
- ④ 指定した防犯カメラの履歴情報（上記②の過去の履歴も含めた全ての履歴）を一括してCSV ファイル形式でダウンロードすることができること。
- ⑤ 全ての防犯カメラ（354 台分）の履歴情報のうち、最新履歴のみを一括してCSV ファイル形式でダウンロードすることができること。
- ⑥ 指定した防犯カメラの履歴情報のうち、最新履歴のみを一括してCSV ファイル形式でダウンロードすることができること。
- ⑦ 防犯カメラ本体の録画停止や電源の切断等の際に発信される信号（Eメール）が、受注者に届いた場合は、速やかに必要な対応を行うこと。
- ⑧ 無線LAN の利用による録画画像の取得の際に、LPWA回線を通じてLPWAネットワークサーバ（SIGFOX規格）へ信号を送信し、その信号を外部サーバに蓄積する際には、防犯カメラへのアクセスに利用した専用端末（ノートパソコン）の情報も含めたものとする。
- ⑨ サーバから発信されるEメールのメールアドレスは、5 つ以上指定することができること。
- ⑩ 無線LAN の利用による録画画像の取得の際に送信されるEメールのメールアドレスは、それ以外の要因により送信されるEメールのメールアドレスとは異なるメールアドレスを指定することができること。

(4) 防犯カメラ本体の時刻について

防犯カメラ本体の時刻は、年間10秒以内の精度を保つこと。また、防犯カメラ本体の時刻の自動補正の機能が故障した場合において、IoT 機能等を用いることにより、その故障が長期間に渡って放置されることのないようにすること。

(5) 屋外に設置する防犯カメラ機器の使用条件

屋外に設置する各機器（GPS アンテナ等）は、次の使用条件で動作すること。

- ① 使用温度：-20°C~50°C
- ② 湿度範囲：80%以下
- ③ 風速：40m/s 以下（瞬間最大風速 60m/s でも、それに耐えうるよう設置すること。）

(6) 運用時間

本システムは、24 時間365 日連続運用とする。

(7) セキュリティ

本システムにおいて扱う映像データ等については、次に示すとおり通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認を得ること。

- ① 防犯カメラはMAC アドレスフィルタリング機能及びWPA2-PSK (AES) を採用し、第三者による無線LAN の不正アクセスを防止する処置を講じること。
- ② 防犯カメラはアクセスポイントの管理者用パスワードの設定、更新及び映像データの暗号化により、第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。
- ③ 防犯カメラは指向性アンテナの利用、アンテナの向きの調整、出力の調整等による電

波の伝搬範囲の制限が可能な機能を有すること。

- ④ 防犯カメラは特殊ネジ等で固定され、防盜性能に優れたものとする。
- ⑤ 専用端末（ノートパソコン）は、ウイルス対策ソフトを導入すること。（保守、ライセンスを含む。）
- ⑥ データの検索・閲覧、防犯カメラ機器の操作等、各段階における利用可能者のアクセス権限の設定とアクセスログを記録する機能を有すること。
- ⑦ LPWA 故障検知等 IoT 機能のシステム（防犯カメラ、サーバ、パソコン、LPWA 基地局等）のネットワークに係るそれぞれ連携については、暗号化処理やパスワードの設定により、容易には、盗聴できない仕様とすること。また、サーバへのアクセスに使用するパスワードは、大文字／小文字／記号等から 3 種類以上使用かつ 8 桁以上で設定することができる。
- ⑧ 防犯カメラ本体の通信モジュールは、基盤化の上、本体に組み込むことにより、その取り外しが困難な作りとすること。また、防犯カメラの盗難の際などに、遠隔操作により通信モジュール単位で通信の停止処理が可能であること。
- ⑨ カメラの記憶媒体に保存された映像は、専用のソフトウェアを用いて再生するものとし、そのソフトウェア以外では再生ができないものとするとともに、防犯カメラ本体だけでは再生することができない仕組みとすること。
- ⑩ 防犯カメラで撮影した映像ファイルには、パスワードが自動で設定される仕組みとするとともにメーカーの独自フォーマットで記憶媒体に保存するものとし、その専用のソフトウェアが必要となる仕組みとすること（防犯カメラ本体だけでは再生することができない仕組みとすること。）。

(8) その他

- ① 保守性を考慮し、設置する防犯カメラ機器及びソフトウェアについては、日本国内に保守拠点を有し、国外に持ち出すことなく全ての修理ができる製品を採用すること。
- ② 設置後 5 年間以上、修理のための部品を保有することを機器製造業者が証明した機器を採用すること。
- ③ 設置する防犯カメラ機器及びソフトウェアについては、OS の変更に伴う保守及び改修に必要な情報を事前に発注者に提供すること。

第四 防犯カメラ、専用端末、告知板の仕様

1 防犯カメラ

区分	品目	仕様等	
カメラ部	撮像素子等	撮像素子	1/3 型以上のインターライン転送方式の CCD 又は CMOS 相当であること。
		有効画素数	1920×1080 相当以上であること。 (200 万画素以上であれば可)
		最低被写体照度	デイナイト機能を有し、カラー 0.05Lx であること。 赤外線投射時は 0.00 Lx。
		白黒切換	カラーと白黒の自動切替機能を有すること。
		フリッカー防止	フリッカー（ちらつき）を防止する機能を有すること。
		アイリス	オートアイリス機能を有すること。
		逆光補正	逆光補正を行う機能を有すること。
	レンズ部	画角	広角最大時、水平 100° 以上、垂直 50° 以上であること。また、画角を調整する機能を有すること。
	ハウジング部	形状	屋外に設置することを考慮した形状、色であること。屋外設置可能なズームレンズ、ハウジング一体型のドーム型で、防水・防塵・着氷雪対策となるものとする。
		防塵防水性	IP66 以上であること。
塗色		事前に承認を得ること。	
映像無線伝送装置	無線 LAN 方式で映像を専用端末（ノートパソコン）に伝送することができる。周波数は、免許不要でかつ屋外使用が可能なもので、5.6GHz 帯を使用する装置とすること。また、無線伝送に必要な帯域を十分に確保すること。		
映像記録装置	カメラ内蔵メモリ	容量	防犯カメラの映像を同時かつ標準解像度において、毎秒 10 枚以上記録できること。また、この画質で防犯カメラの映像を順次上書き更新しながら、7 日間以上 10 日以内の記録ができる容量を有すること。
		記録方式	画像解像度 1920×1080 以上に対応すること。 圧縮方式 H.264、H.265、JPEG 又は MPEG に対応すること。
	通知機能	機器異常時	・故障等により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを外見上容易に視認できる機能を有すること。 ・LPWA 故障検知等 IoT 機能

その他	<p>(1) 時刻の自動補正機能 GPS 等による標準時刻に同期して記録する機能を有すること。</p> <p>(2) プライバシー保護機能 市民の不安を払拭するためのマスキング機能で、撮影画像内の一定エリアのマスキングを、防犯カメラ1台毎に20ヵ所以上を任意に指定できること。</p> <p>(3) カメラの外寸 高さ300mm以内とする（付属物がある場合は、それも含めて記載の範囲内とすること。）</p> <p>(4) その他 防犯カメラ及び映像記録装置（SSD等）は、（社）日本防犯設備協会が認定する優良防犯機器認定制度（RBSS制度）に適合した機器を使用すること。</p>
-----	---

2 専用端末（ノートパソコン）

区分	品目	仕様等		
本体	本体	機能	防犯カメラに無線LAN方式（5.6GHz帯）でアクセスの上、次の①～③を行うことができること。 ①最大20mの範囲内で、防犯カメラからの映像をリアルタイムにモニタリングできること。 ②防犯カメラの映像記録装置に記録されている情報について、任意の映像を検索・再生できること。 ③防犯カメラの制御（ズーム）ができること。	
		OS	Windows10（64bit）	
		CPU	Core i7	
		メモリ	8GB以上	
		ストレージ	SSD500GB以上	
		無線LAN機能	5.6GHz帯に対応していること	
		光学式ドライブ	スーパーマルチドライブ（DVD/CD）を内蔵ドライブ又は外付けドライブで用意する	
		インターフェース	USB3.0ポート2ヵ所以上	
		バッテリー	駆動時間 20時間以上	
		質量	約1.5kg（バッテリーパック装着時）以内	
		表示部	サイズ	12.1型
			解像度	1920×1080ドット以上
表示色	約1000万色以上			

	保護フィルム	液晶画面に貼付（反射防止仕様）
外部記録媒体	映像取り出し	カメラ内蔵メモリに記録された映像（動画及び静止画）の任意の部分を、USBメモリ等汎用的な媒体に記録できること。
その他	付属品	保護ケース（できる限り落下時等の衝撃を吸収しやすいものとする）、マウス、ACアダプター
		<p>・本専用端末（ノートパソコン）による画像の閲覧については、本事業で設置する354台の映像は勿論、それに加えて本事業で更新しない既設の650台の映像も閲覧できるよう、当該ノートパソコンを設定して納入すること。なお、既存防犯カメラの納入業者との調整や既存防犯カメラの設定は、発注者が行う。</p> <p>・ウイルス対策ソフトを導入すること（保守、ライセンスを含む。）。</p>
	参考製品	パナソニック レッツノートなど

3 告知板

- (1) 告知板の材質、形状、寸法及び告知内容等は、別紙「告知板の仕様」のとおりとする。
なお、詳細については、発注者と事前に協議すること。
- (2) 防犯カメラ設置場所近辺に、1カ所につき1枚告知板を設置すること。
- (3) 既設の告知板がある場合は、それを撤去し、新しい告知板と交換すること。
- (4) 設置した告知板が破損した場合は、それを撤去し、新しい告知板と交換すること。

第五 防犯カメラ機器設置後の対応

1 システムの保守管理等業務

受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムを適正に運用するため、以下のとおり対応を行うこと。それに必要となる一切の費用は受注者の負担とする。

- (1) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、正常な状態で使用できるよう管理し、受注者の責任においてすべての維持管理及び保守を実施すること。
- (2) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、受注者において統一された障害受付窓口を設置し、その対応を行うこと。
- (3) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、保守体制を確保し、点検、補修等について適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。
- (4) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、不具合を発見又は通報を受けたときは、速やかに状況を確認し、発注者への報告や当該不具合の対応を行うこと。また、受注者において、LPWA 故障検知等 IoT 機能による Eメール受信を行うことにより、速やかな不具合の発見に努め、当該不具合の対応等を行うこと。
- (5) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、障害が発生した場合は、工期等について発注者と協議の上、速やかに補修等に着手すること。
- (6) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、補修等の作業が完了したときは、その内容を書面により発注者に報告すること。
- (7) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、消耗部品の交換を行うこと。
- (8) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、補修又は消耗部品や付属品の取り替えを行っても、正常な状態に回復しない場合は機器等を交換すること（その不具合が自然災害（地震、台風を含むすべての災害）の他、不可抗力によるものと判断した場合でも、受注者の負担とする。）。
- (9) 受注者は、防犯カメラ機器及びソフトウェア等システムについて、その不具合が自然災害の他、不可抗力によるものと判断した場合でも、受注者の負担により補修等を行うこと。
- (10) 運用開始前及び後において、地元住民等からの申出や発注者の都合により、設置した防犯カメラの画像の確認、マスキングの消去・再設定（マスキング部分の追加含む）や角度の調整、移設を行う場合は、受注者において速やかに措置を行うこと。

また、マスキングや角度の変更、移設等を行った場合で、録画する映像に変更が生じた場合は、当該変更が生じた防犯カメラの「防犯カメラ映像等台帳」も作成しなおし、発注者に提出すること。

- (11) 運用開始前及び後において、設置した防犯カメラが、発注者の都合等により、移設することとなった場合、受注者は、本仕様書で定める設置上の留意事項等を踏まえて官公署や電力会社等へ必要となる全ての手続き等を行うとともに、防犯カメラ機器の取り外しや取り付けを行い、適切に移設すること。なお、移設は、1年間あたり10台程度とし、それに必要となる一切の費用は受注者の負担とする。
- (12) 受注者は、設置工事の際に行った官公署や電力会社等への手続き（道路や電柱等に係る許可が得られるまでに必要となる関係部署との協議や申請書の作成、各種資料の作成等の一切の事務を含む）について、期間の満了等により、その更新が必要となった場合は、その事務を

遅滞なく行うこと。また、諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。なお、申請書への押印や申請書の提出等について、それを受注者が行うことができない場合は、発注者と受注者との協議により、発注者が行う。

- (13) 受注者は、防犯カメラ機器の設置後から借入期間終了までの間、事故等による防犯カメラ機器が損傷した際には、次のとおり対応するものとする。
 - ① 事故等により、設置した防犯カメラ機器が通行等に支障をきたすことになった場合は、受注者がその撤去を行うこと。
 - ② 上記①により受注者が撤去した防犯カメラ機器の復旧については、事故当時者との交渉を含め、受注者が行うこと。
 - ③ 防犯カメラ機器を適正に復旧させること。
- (14) 受注者は、年1回、発注者との協議により、防犯カメラ及び専用端末（ノートパソコン）のパスワードを変更すること。なお、変更するパスワード等については、事前に発注者に確認すること。
- (15) 受注者は、防犯カメラ機器の取扱方法、アクセスログの確認、新たなパスワードの設定方法等、ソフトウェア、サーバ等システムについて、簡易なマニュアルを作成し、発注者に提出することとし、事前に発注者の承認を得ること。また、当該マニュアルについて説明を行うこと。
- (16) 受注者は、発注者より依頼があった場合、防犯カメラ機器及びソフトウェア等の設定情報を書面により開示すること。書面の様式については、作成前に発注者と協議すること。
- (17) 受注者は、保守業務により取り出したデータを確実に消去すること。また、知り得た情報は外部に漏らさないこと。
- (18) 本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 運用状況等の定期報告について

受注者は、防犯カメラ機器の運用状況等について、以下のとおり定期的に報告等を行うこと。それに必要となる一切の費用は受注者の負担とする。

- (1) 受注者は、毎月1回、防犯カメラのアクセスログと保守対応の回数を集計し、発注者へメールで報告すること。報告様式は、別紙「【様式】防犯カメラ（令和2年度運用開始分）保守等状況一覧」のとおりとする予定である。なお、提出期限は、原則として、毎月15日とする。報告はクラウド等で確認し、正確に報告すること。
- (2) 受注者は、毎月、防犯カメラのアクセスログを取りまとめ、発注者へメールで報告すること。報告様式は、別紙「【様式】防犯カメラ（令和2年度運用開始分）アクセスログ一覧」のとおりとする予定である。なお、提出期限は、原則として、毎月15日とする。報告はクラウド等で確認し、正確に報告すること。
- (3) 受注者は、毎月、防犯カメラが正常な状態であることをクラウド等で確認し、発注者へメールで報告すること。なお、提出期限は、原則として、毎月15日とする。

- (4) 受注者は、7月1日現在の防犯カメラの設置箇所について、1年毎に発注者へメールで報告すること。報告様式は、本仕様書「3 提出書類等」の「(3) 設置場所一覧表」と同様の様式とする予定である。なお、変更があった箇所については、備考欄に「■年■月■日に変更あり」と記載すること。報告はクラウド等で確認し、正確に報告すること。

3 借入期間終了時

- (1) 借入期間終了時は、発注者が防犯カメラ機器の取り外しを行うものとし、受注者は作業が円滑に行えるよう協力すること。なお、設置した防犯カメラ機器のうち、当該機器の設置に伴う配線経路に使用する電線、ケーブル、配管材、その他消耗品については、発注者に無償譲渡するものとする（発注者が無償譲渡を希望した場合のみ）。
- (2) 発注者は、防犯カメラ機器の取り外し時に損傷を与えた場合は、その補修等を行うものとする。
- (3) 受注者は、発注者が取り外した防犯カメラ機器を、発注者が指定する期日までに、発注者が指定する場所において、引き取ること。
- (4) 受注者は、映像記録装置等に保存されているデータを確実に消去し、その結果を書面により発注者に報告すること。また、知り得た情報は外部に漏らさないこと。

第六 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めることとする。

以上

防犯カメラ設置場所一覧表(予定)

通し 番号	町名	番地等(契約後 に提示)	共架柱	既存カメラ
1	北楠葉町		市照明柱	SD
2	楠葉中町		市照明柱	SD
3	楠葉中之芝1		関電柱	無線式
4	北楠葉町		市照明柱	無線式
5	楠葉野田3		関電支線柱	無線式
6	楠葉丘2		関電柱	無線式
7	楠葉丘2		NTT柱	無線式
8	楠葉野田1		市照明柱	SD
9	南楠葉2		-	SD
10	町楠葉2		-	SD
11	町楠葉1		関電柱	無線式
12	楠葉野田1		関電柱	無線式
13	南楠葉1		関電柱	無線式
14	南楠葉2		NTT柱	無線式
15	楠葉並木2		府照明柱	無線式
16	楠葉並木2		信号柱	無線式
17	楠葉花園町14		市照明柱	SD
18	楠葉花園町14		市照明柱	SD
19	楠葉花園町10		市照明柱	SD
20	楠葉花園町10		市照明柱	SD
21	楠葉花園町15		市照明柱	SD
22	楠葉花園町15		市照明柱	SD
23	楠葉花園町10		市照明柱	SD
24	楠葉花園町4		市照明柱	無線式
25	楠葉並木1		信号柱	無線式
26	楠葉並木1		信号柱	無線式
27	樋之上町5		信号柱	無線式
28	西船橋1		NTT柱	無線式
29	楠葉朝日3		関電柱	無線式
30	楠葉朝日3		信号柱	無線式
31	楠葉美咲1		NTT柱	無線式
32	楠葉面取町1		関電柱	無線式
33	船橋本町2		府照明柱	無線式
34	東山2		市照明柱	SD
35	東山2		市照明柱	SD
36	東船橋1		NTT柱	無線式
37	招提北町3		関電柱	無線式
38	東山2		関電柱	無線式
39	東山2		市照明柱	無線式
40	招提田近3		関電柱	無線式
41	上島町6		市照明柱	SD
42	養父西町32		市照明柱	SD
43	養父西町16		市照明柱	SD
44	牧野北町7		府照明柱	無線式
45	上島東町1		市照明柱	無線式
46	南船橋1		信号柱	無線式
47	上島町23		関電柱	無線式
48	西招提町2234		関電柱	無線式
49	牧野下島町2		関電柱	無線式
50	西牧野4		市照明柱	SD
51	牧野阪1		市照明柱	SD
52	牧野北町1		府照明柱	無線式

通し 番号	町名	番地等(契約後 に提示)	共架柱	既存カメラ
53	西牧野4		府照明柱	無線式
54	牧野阪1		府照明柱	無線式
55	西牧野1		府照明柱	無線式
56	牧野阪1		関電柱	無線式
57	牧野阪2			SD
58	牧野阪2			SD
59	牧野阪2			SD
60	牧野阪2			SD
61	牧野本町1		市照明柱	SD
62	養父元町3		市照明柱	SD
63	西招提町2175		市照明柱	SD
64	養父丘1		NTT柱	無線式
65	養父東町9		関電柱	無線式
66	宇山東町6		市照明柱	無線式
67	宇山東町18		NTT柱	無線式
68	牧野阪2		関電柱	無線式
69	牧野本町1		NTT柱	無線式
70	招提平野町4		関電柱	無線式
71	東牧野町11		関電柱	無線式
72	招提中町1		関電柱	無線式
73	招提南町2		府照明柱	無線式
74	招提元町1		府照明柱	無線式
75	招提元町1		信号柱	無線式
76	招提元町3		信号柱	無線式
77	招提中町3		府照明柱	無線式
78	招提南町3		市照明柱	無線式
79	招提中町2		府照明柱	無線式
80	三栗2		信号柱	無線式
81	渚内野4		信号柱	無線式
82	黄金野1		関電柱	無線式
83	北片鉾町4		市照明柱	無線式
84	小倉町27		信号柱	無線式
85	車塚2		市照明柱	SD
86	車塚2		市照明柱	SD
87	片鉾東町4		関電柱	無線式
88	片鉾東町25		市照明柱	無線式
89	交北4		信号柱	無線式
90	田口5		信号柱	無線式
91	甲斐田東町12		NTT柱	無線式
92	御殿山町3		市照明柱	SD
93	御殿山町3		市照明柱	SD
94	上野2		市照明柱	SD
95	御殿山町9		NTT柱	無線式
96	御殿山町16		関電柱	無線式
97	渚東町2		関電柱	無線式
98	渚元町9		関電柱	無線式
99	渚本町7		関電柱	無線式
100	御殿山町1		関電柱	無線式
101	上野3		市照明柱	SD
102	新之栄町8		NTT柱	無線式
103	都丘町2		信号柱	無線式
104	甲斐田東町1		NTT柱	無線式
105	上野3		関電柱	無線式

通し 番号	町名	番地等(契約後 に提示)	共架柱	既存カメラ
106	甲斐田東町34		信号柱	無線式
107	出屋敷西町2		市照明柱	SD
108	甲斐田新町47		NTT柱	無線式
109	田口3		関電柱	無線式
110	田口3		関電柱	無線式
111	甲斐田新町17		信号柱	無線式
112	交北4		関電柱	無線式
113	磯島北町36		府照明柱	無線式
114	磯島元町20		府照明柱	無線式
115	磯島茶屋町2		信号柱	無線式
116	磯島南町15		市支柱	無線式
117	天之川町2		府照明柱	無線式
118	渚西1		関電柱	無線式
119	渚内野1		府照明柱	無線式
120	西禁野2		府照明柱	無線式
121	西禁野2		関電柱	無線式
122	渚南町36		NTT柱	無線式
123	御殿山南町3		関電柱	無線式
124	御殿山南町3		信号柱	無線式
125	中宮北町1		市照明柱	SD
126	中宮北町1		市照明柱	SD
127	中宮北町1		市照明柱	無線式
128	中宮北町2		NTT柱	無線式
129	上野3		信号柱	無線式
130	中宮北町4		信号柱	無線式
131	中宮北町1		関電柱	無線式
132	中宮東之町5		市照明柱	SD
133	中宮西之町25		市照明柱	SD
134	宮之阪4		市照明柱	SD
135	宮之阪4		市照明柱	SD
136	中宮大池4		市照明柱	SD
137	堂山1		信号柱	無線式
138	中宮山戸町2		府照明柱	無線式
139	堂山3		関電柱	無線式
140	中宮山戸町11		関電柱	無線式
141	中宮東之町14		府照明柱	無線式
142	堂山2		市照明柱	無線式
143	中宮本町1		関電柱	無線式
144	中宮西之町2		関電柱	無線式
145	中宮西之町1		信号柱	無線式
146	中宮西之町7		関電柱	無線式
147	禁野本町1		府照明柱	無線式
148	宮之阪3		関電柱	無線式
149	星丘4		市照明柱	SD
150	星丘4		市照明柱	SD
151	池之宮1		信号柱	無線式
152	池之宮1		信号柱	無線式
153	池之宮4		信号柱	無線式
154	村野高見台7		市照明柱	無線式
155	星丘4		NTT支線柱	無線式
156	大垣内町2		市照明柱	SD
157	大垣内町2		市照明柱	SD
158	岡東町24		市照明柱	SD

通し 番号	町名	番地等(契約後 に提示)	共架柱	既存カメラ
159	朝日丘町1		市照明柱	SD
160	岡東町8		市照明柱	SD
161	岡東町8		市照明柱	SD
162	岡東町21		市照明柱	SD
163	岡本町8		市照明柱	SD
164	岡本町8		市照明柱	SD
165	岡東町5		市照明柱	SD
166	岡山手町2		関電柱	無線式
167	岡山手町5		関電柱	無線式
168	西田宮町5		関電柱	無線式
169	東田宮1		NTT柱	無線式
170	東田宮1		市照明柱	無線式
171	新町1		NTT柱	無線式
172	印田町1		市照明柱	SD
173	桜丘町71		関電柱	無線式
174	村野本町3		関電柱	無線式
175	村野本町24		府照明柱	無線式
176	村野東町46		信号柱	無線式
177	星丘2		関電柱	無線式
178	星丘2		関電柱	無線式
179	星丘1		関電柱	無線式
180	村野本町1		信号柱	無線式
181	村野本町1		信号柱	無線式
182	星丘1		信号柱	無線式
183	三矢6		市照明柱	SD
184	伊加賀南町5		市照明柱	SD
185	伊加賀南町5		市照明柱	SD
186	伊加賀東町3		市照明柱	SD
187	伊加賀東町3		市照明柱	SD
188	伊加賀本町4		市照明柱	SD
189	伊加賀南町7		市照明柱	SD
190	伊加賀南町7		市照明柱	SD
191	伊加賀南町10		関電柱	無線式
192	伊加賀本町10		信号柱	無線式
193	枚方公園1		信号柱	無線式
194	枚方上之町9		関電支線柱	無線式
195	西田宮12		関電柱	無線式
196	伊加賀東町4		関電柱	無線式
197	山之上西町31		市照明柱	無線式
198	山之上西町18		関電柱	無線式
199	山之上4		関電柱	無線式
200	山之上4		関電柱	無線式
201	山之上北町7		関電柱	無線式
202	茄子作東町5		府照明柱	無線式
203	茄子作東町24		府照明柱	無線式
204	釈尊寺町30		府照明柱	無線式
205	釈尊寺町25		関電柱	無線式
206	村野南町3		関電柱	無線式
207	伊加賀西町10		関電柱	無線式
208	伊加賀西町43		信号柱	無線式
209	伊加賀西町61		信号柱	無線式
210	伊加賀西町11		信号柱	無線式
211	伊加賀栄町10		関電柱	無線式

通し 番号	町名	番地等(契約後 に提示)	共架柱	既存カメラ
212	北中振1		NTT柱	無線式
213	走谷2		関電柱	無線式
214	走谷2		関電柱	無線式
215	東中振1		信号柱	無線式
216	東中振1		NTT柱	無線式
217	香里ヶ丘8		信号柱	無線式
218	香里ヶ丘5		信号柱	無線式
219	香里ヶ丘6		信号柱	無線式
220	東中振1		市照明柱	無線式
221	香里ヶ丘6		関電柱	無線式
222	香里ヶ丘2		市照明柱	SD
223	香里ヶ丘2		市照明柱	SD
224	香里ヶ丘3		信号柱	無線式
225	香里ヶ丘2		信号柱	無線式
226	香里ヶ丘1		関電柱	無線式
227	香里ヶ丘5		信号柱	無線式
228	釈尊寺町16		関電柱	無線式
229	出口3		市照明柱	SD
230	出口3		市照明柱	SD
231	出口1		関電柱	無線式
232	出口5		NTT柱	無線式
233	出口5		関電柱	無線式
234	出口4		関電柱	無線式
235	出口5		信号柱	無線式
236	北中振3		市照明柱	SD
237	北中振3		市照明柱	SD
238	南中振1		府照明柱	無線式
239	南中振1		信号柱	無線式
240	東中振2		関電柱	無線式
241	南中振2		関電柱	無線式
242	南中振2		関電柱	無線式
243	北中振3		関電柱	無線式
244	北中振1		府照明柱	無線式
245	香里ヶ丘9		市照明柱	SD
246	香里ヶ丘9		信号柱	無線式
247	香里ヶ丘10		府照明柱	無線式
248	香里ヶ丘10		市照明柱	無線式
249	香里園町1		関電柱	無線式
250	香里ヶ丘8		市照明柱	無線式
251	香里園町5		関電柱	無線式
252	東香里新町17		関電柱	無線式
253	香里ヶ丘12		関電柱	無線式
254	香里ヶ丘3		関電柱	無線式
255	香里ヶ丘4		市照明柱	無線式
256	香里ヶ丘11		市照明柱	無線式
257	高田2		信号柱	無線式
258	茄子作1		関電柱	無線式
259	茄子作2		府照明柱	無線式
260	茄子作5		信号柱	無線式
261	茄子作4		関電柱	無線式
262	高田1		関電柱	無線式
263	東香里南町44		信号柱	無線式

通し 番号	町名	番地等(契約後 に提示)	共架柱	既存カメラ
264	東香里3		信号柱	無線式
265	東香里元町28		信号柱	無線式
266	高田1		信号柱	無線式
267	長尾北町1無番地 長尾西町2		市照明柱	SD
268	長尾元町7		市照明柱	SD
269	長尾荒阪2		信号柱	無線式
270	長尾北町3		関電柱	無線式
271	北山緑地(北山1)		関電柱	無線式
272	北山1		関電柱	無線式
273	長尾家具町2		信号柱	無線式
274	北山1		市照明柱	無線式
275	長尾西町2		市照明柱	SD
276	招提大谷3		関電柱	無線式
277	長尾西町2		関電柱	無線式
278	長尾元町3		関電柱	無線式
279	長尾西町3		関電柱	無線式
280	長尾元町7		市照明柱	無線式
281	山田池東町24		関電柱	無線式
282	山田池東町1		府照明柱	無線式
283	山田池北町10		府照明柱	無線式
284	山田池公園1		関電柱	無線式
285	出屋敷元町1		関電柱	無線式
286	長尾元町5		駅通路	SD
287	長尾元町5		駅通路	SD
288	長尾元町5		駅通路	SD
289	長尾荒阪1		市照明柱	SD
290	長尾元町2		信号柱	無線式
291	長尾元町5		NTT柱	無線式
292	長尾元町1		関電柱	無線式
293	長尾藤坂中町13		関電柱	無線式
294	藤坂中町3		信号柱	無線式
295	長尾宮前2			SD
296	長尾宮前2			SD
297	長尾宮前2			SD
298	長尾宮前2			SD
299	王仁公園1		市照明柱	無線式
300	藤坂東町3		信号柱	無線式
301	杉3		信号柱	無線式
302	長尾東町1		関電柱	無線式
303	杉3		市照明柱	無線式
304	長尾宮前2		関電柱	無線式
305	藤坂南町2		信号柱	無線式
306	藤坂天神町11		NTT柱	無線式
307	藤坂元町2		関電柱	無線式
308	藤坂元町3		府照明柱	無線式
309	長尾谷町3		市照明柱	無線式
310	藤坂元町1		信号柱	無線式
311	藤坂南町3		信号柱	無線式
312	津田西町1		信号柱	無線式
313	津田北町2		信号柱	無線式
314	津田元町1		NTT柱	無線式
315	大峰元町2		信号柱	無線式
316	野村北町11		府照明柱	無線式

通し 番号	町名	番地等(契約後 に提示)	共架柱	既存カメラ
317	春日野2		市照明柱	無線式
318	津田元町2		関電柱	無線式
319	春日元町1		関電柱	無線式
320	春日東町2		関電柱	無線式
321	津田西町2		市照明柱	無線式
322	津田駅前1		信号柱	無線式
323	津田駅前1		関電柱	無線式
324	春日元町2		市照明柱	無線式
325	尊延寺1		信号柱	無線式
326	杉責谷1		関電柱	無線式
327	尊延寺3		関電柱	無線式
328	尊延寺6		信号柱	無線式
329	杉1		信号柱	無線式
330	(新設分)枚方市			
331	(新設分)枚方市			
332	(新設分)枚方市			
333	(新設分)枚方市			
334	(新設分)枚方市			
335	(新設分)枚方市			
336	(新設分)枚方市			
337	(新設分)枚方市			
338	(新設分)枚方市			
339	(新設分)枚方市			
340	(新設分)枚方市			
341	(新設分)枚方市			
342	(新設分)枚方市			
343	(新設分)枚方市			
344	(新設分)枚方市			
345	(新設分)枚方市			
346	(新設分)枚方市			
347	(新設分)枚方市			
348	(新設分)枚方市			
349	(新設分)枚方市			
350	(新設分)枚方市			
351	(新設分)枚方市			
352	(新設分)枚方市			
353	(新設分)枚方市			
354	(新設分)枚方市			

告知板の仕様

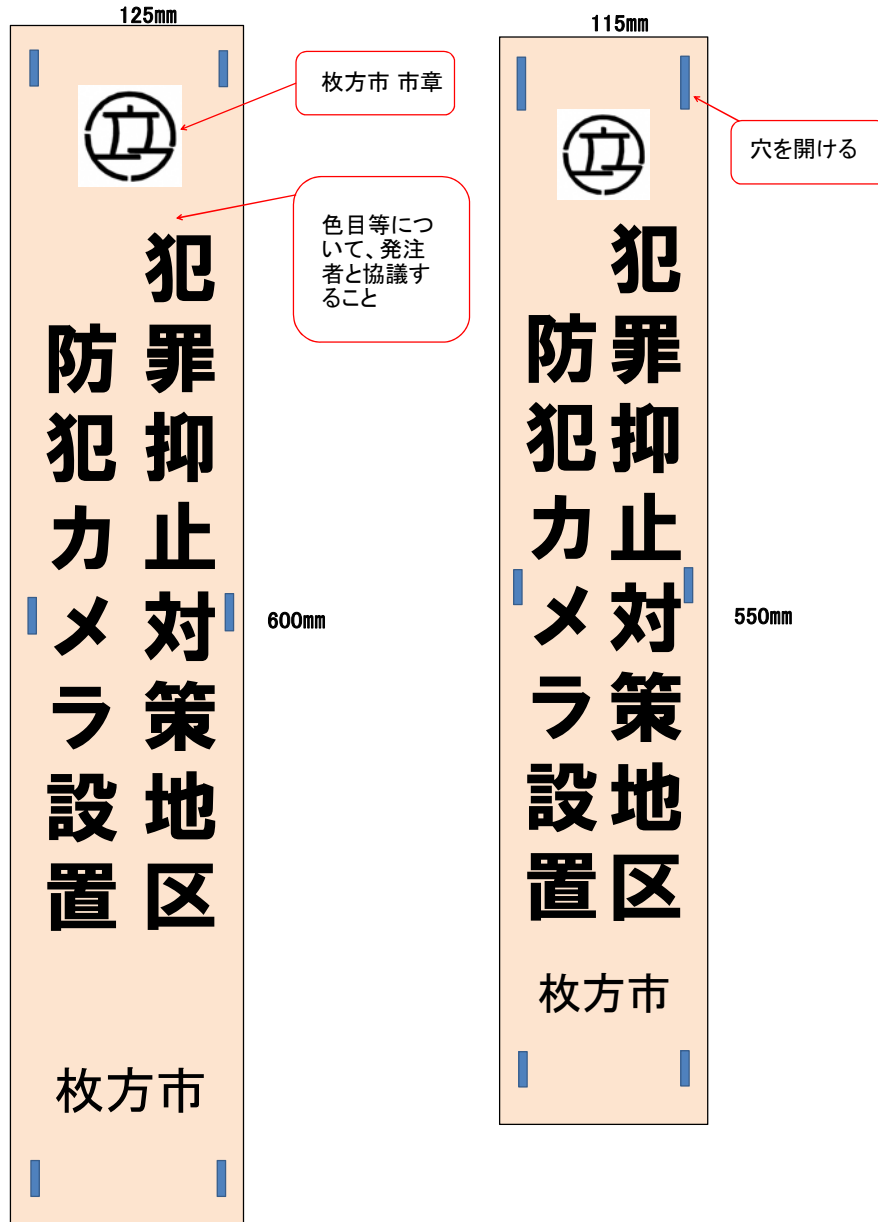
告知板の仕様は次のとおりとします。なお、柱の管理者の協議等により、サイズ等仕様の変更を
する場合があります。また、数量は予定です。

① 電力柱(関電・NTT)仕様

材質:PET(ステンバンドで巻き付け 3点留め)

② 照明柱・信号柱仕様

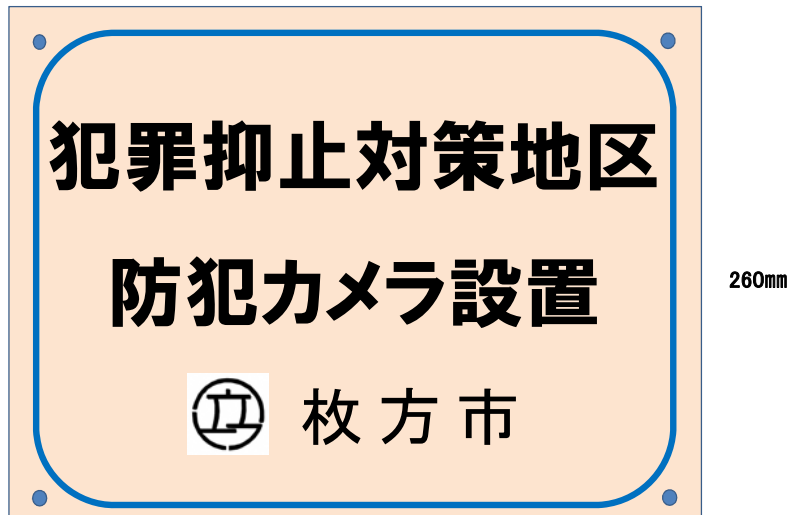
材質:PET(ステンバンドで巻き付け 3点留め)



③ 施設壁面用仕様

材質:PET(結束バンド留め等)

380mm



【様式】防犯カメラ(令和2年度運用開始分) アクセスログ一覧 (年月日～年月日)

通し番号	防犯カメラ設置場所		防犯カメラ番号	アクセス日	小学校区	アクセスしたパソコンNO	備考
1	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
2	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
3	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン3	
4	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
5	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
6	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン4	
7	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
8	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
9	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
10	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
11	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
12	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン4	
13	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
14	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン3	
15	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
16	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
17	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
18	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
19	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン4	
20	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
21	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン3	
22	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
23	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
24	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
25	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
26	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
27	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
28	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン4	
29	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
30	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン3	
31	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
32	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
33	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
34	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン4	
35	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン1	
36	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン3	
37	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	
38	■町■丁目	■番■号	■一■	■年■月■日	■■	パソコン2	

